

大阪市職員基本条例を公布する。

大阪市職員基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 職員の倫理規範(第4条—第8条)
- 第3章 職員の任用(第9条—第13条)
- 第4章 人材育成(第14条—第16条)
- 第5章 人事評価(第17条—第23条)
- 第6章 職員の給与(第24条)
- 第7章 組織及び定数等の管理(第25条・第26条)
- 第8章 職員の懲戒(第27条—第31条)
- 第9章 職員の分限(第32条—第44条)
- 第10章 削除
- 第11章 退職管理(第46条—第62条)
- 第12章 大阪市人事監察委員会(第63条—第66条)
- 第13章 雑則(第67条・第68条)

附則

大阪がこれからの都市間競争を勝ち抜くとともに、グローバル化、少子高齢化等、時代と社会の急激な変化に迅速に対応し、活力と魅力があふれ市民が安心して暮らすことができる地域となるには、新たな地域経営モデルが必要である。

ここに、大阪市は、政策の立案に関する優れた能力を有し、自律性を備えた職員を育成するとともに、その能力を最大限に発揮することができる機会を与える等、能力と実績に応じた人事を徹底し、意欲と誇りにあふれる職員が市民のために全力を尽くすことができる組織を実現することを目指し、この条例を制定する。

第8章 職員の懲戒

(懲戒処分の基本方針)

第27条 任命権者は、職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合は、組織の規律と公務遂行の秩序を維持して、同種の事案の再発防止を徹底し、市民の信頼の回復を図るため、**次条**に定める基準により、適正かつ迅速に懲戒処分を行うものとする。

2 法第29条第1項の規定により職員に対して行う懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、当該職員が同項各号のいずれかに該当すると認められる客観的事実が明らかに行うものとする。

3 懲戒処分を行った任命権者は、当該懲戒処分の理由となった行為が、当該職員の故意又は重過失による職務上の義務に違反するものである場合においては、法令の定めるところにより、当該職員に対し、適正かつ厳格に損害賠償請求権又は求償権を行使するものとする。

4 懲戒処分を行った任命権者は、当該懲戒処分に係る職員の行為と同内容の行為の再発を防止するため、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(懲戒の基準)

第28条 任命権者は、**別表**非違行為の類型欄に掲げる非違行為(職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。)の類型に応じ、**同表**懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が1である場合にあつては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

2 複数の非違行為を行った職員に対し懲戒処分を行う場合は、それぞれの非違行為に係る**別表**懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分(懲戒処分の種類が1である場合にあつては、当該種類の懲戒処分)より重い懲戒処分を行うことができる。

3 **前2項**の定めるところにより懲戒処分を行う場合において、**次の各号**のいずれかに該当するときは、当該各項の規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員が行った非違行為の態様等が極めて悪質であるとき
- (2) 職員が行った非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (3) 職員が管理監督者であるときその他その占める職の責任の度が特に高いとき
- (4) 職員が過去に懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 職員が同種の非違行為を繰り返す場合その他重い懲戒処分によらなければ職員の更正が困難であると任命権者が認めるとき
- (6) **前各号**に掲げる事由に類する特別の事情があると任命権者が認めるとき

- 4 第1項又は第2項の定めるところにより懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各項の規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行い、又は懲戒処分を行わないことができる。
- (1) 職員が行った非違行為の過失の程度が軽微であるとき
 - (2) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき
 - (3) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - (4) 職員が任命権者の行う調査に積極的に協力したときその他自らの非違行為に関連する不祥事案の全容解明に寄与したとき
 - (5) 前各号に掲げる事由に類する特別の事情があると任命権者が認めるとき
- 5 前項第3号及び第4号のいずれにも該当する場合において、同項の規定を適用しなかったとしたならば当該職員に対して行われることとなる懲戒処分の種類が免職であるときは、当該職員による非違行為が特に悪質であると任命権者が認める場合を除き、当該職員に対する懲戒処分の種類は、停職とする。
- 6 任命権者は、非違行為を行った職員の管理監督者が適切な指導又は監督を怠った事実が認められるときは、当該管理監督者に対し、減給又は戒告の懲戒処分を行うものとする。この場合において、当該非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者に対しては、停職又は減給の懲戒処分を行うものとする。
- 7 前項の定めるところにより懲戒処分を行う場合において、当該管理監督者の過失の程度が軽度であるとき又は当該非違行為を行った職員に対する懲戒処分の程度が軽いときは、同項の規定による懲戒処分の種類より軽い種類の懲戒処分を行い、又は懲戒処分を行わないことができる。
- 8 職員が行った行為が非違行為に該当する場合であつて、当該非違行為に該当する別表非違行為の類型欄に掲げる行為がないときは、当該非違行為に類似する同欄に掲げる行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて、当該非違行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

(懲戒の効果)

第29条 戒告は、当該職員の責任を指摘し、及びその将来を戒めるものとする。

2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該日の属する月における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額)の10分の1以下の額を減じて行うものとする。この場合において、職員の給与に関する条例附則第3項及び第5項から第8項までの規定により給料の月額が改定されたことにより、その減ずる額がこれらの規定により改定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えることとなったときは、当該額を減じて行うものとする。

3 水道局の職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、労働基準法(昭和22年法律第49号)第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1以下の額を減じて行うものとする。ただし、1月間の減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1を超えてはならない。

4 停職の期間は、1日以上1年以下とする。停職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事せず、また停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(懲戒の手続)

第30条 任命権者は、懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定に当たっては、第63条の規定による大阪市人事監察委員会(以下「人事監察委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 任命権者は、懲戒処分を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 懲戒処分を受けた職員の所属、補職の区分及び年齢
- (2) 懲戒処分の種類及びその量定
- (3) 懲戒処分を行った日
- (4) 非違行為の概要

4 前項の規定にかかわらず、免職又は3月以上の停職の懲戒処分を行ったときは、任命権者は、直ちに前項各号に掲げる事項を公表しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、懲戒処分を受けた職員の行為による被害者が当該各項の規定による公表をしないよう求めたとき、公表することにより被害者が特定されるおそれがあるときその他被害者の人権に十分に配慮する必要があると認めるときは、当該各項の規定による公表をしないことができる。

(懲戒処分の実施の細目)

第31条 この条例に定めるもののほか、懲戒処分の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表(第28条関係)

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
1	正当な理由なく10日以内の間連続して、所定の勤務日に勤務しないこと	減給又は戒告
2	正当な理由なく11日以上20日以内の間連続して、所定の勤務日に	停職又は減給

	勤務しないこと	
3	正当な理由なく21日以上の間連続して、所定の勤務日に勤務しないこと	免職
4	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務しないこと	戒告
5	病気休暇、介護休暇その他の休暇の承認又は職務に専念する義務の免除の承認を受けるに当たり、虚偽の申請をすること	減給
6	前項の申請により承認を受けた休暇又は職務に専念する義務の免除に基づき、所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないこと	停職又は減給
6の2	前2項に掲げる行為を繰り返すこと	免職又は停職
7	自らの出退勤打刻(出勤又は退勤の状況を記録するための装置に出勤又は退勤の時刻を記録することをいう。以下同じ。)を他人に行わせること(次項に該当する行為を除く。)	減給又は戒告
8	自らの出勤又は退勤の時刻と異なる時刻において、自らの出退勤打刻を他人に行わせること	停職
9	依頼を受けて他人の出退勤打刻を行うこと	減給又は戒告
10	正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱し、又は私的な行為を繰り返し行う等して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
11	職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
12	前2項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
13	上司その他の職員に対する暴行、暴言その他の不穏当な言動により、職場の秩序を乱すこと	停職、減給又は戒告
14	職務に関し、上司に虚偽の報告を行うこと	減給又は戒告
15	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	停職又は減給
16	法第36条第1項から第3項まで又は職員 ¹ の政治的行為の制限に関する条例(平成24年大阪市条例第78号)第2条の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の2	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法(昭和22年法律第120号)第102条第1項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の3	前2項に掲げる行為により、市政に対する信用を著しく失墜させ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
16の4	政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例(平成24年大阪市条例第77号)第3条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
16の5	大阪市労使関係に関する条例(平成24年大阪市条例第79号)第4条第2項の規定に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
17	同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をすること	減給又は戒告
18	前項に掲げる行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおること	免職又は停職
19	職務上知り得た秘密を漏らすこと	減給又は戒告
20	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
21	教職員が自らが勤務する学校(幼稚園を含む。)の児童、生徒若しくは幼児(以下「児童等」という。)又は保護者、地域住民その他の関係者(以下「保護者等」という。)の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の適切な管理を怠ること	減給又は戒告
22	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を取得すること	減給又は戒告
23	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、保有個人情報等(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報又は大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)第2条第2項第3号に規定する市会	減給又は戒告

	保有個人情報をいう。以下同じ。)を流出させ、公務の運営に支障を生じさせること	
24	保有個人情報等を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること	免職又は停職
25	重大な過失により公文書(大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号)第2条第3項に規定する公文書をいう。以下同じ。)を紛失し、又は汚損することにより、公務の運営に重大な支障を生じさせること	停職、減給又は戒告
26	重大な過失により公文書の盗難に遭うこと	停職、減給又は戒告
27	故意に保存期間の満了していない公文書を廃棄し、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
28	公文書を不正に作成し、使用すること	免職又は停職
29	故意又は重大な過失により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されている事項の正確性又は完全性を損い、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
30	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
31	任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること	停職、減給又は戒告
31の2	第48条の規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告
31の3	職員の退職管理に関する条例(平成24年大阪市条例第72号)第3条第2項から第4項までの規定に違反する行為を行うこと	減給又は戒告
32	暴行若しくは脅迫を用いて他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をすること	免職又は停職
33	相手の意に反することを認識した上で、他の職員に対し、性的な内容の発言、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の送付、身体への接触、つきまといその他の性的な言動(以下「性的言動」という。)を行うこと	減給又は戒告
34	前項に掲げる行為を繰り返すこと	停職又は減給
35	第33項に掲げる行為を執拗に繰り返すことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職又は停職
35の2	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること	停職、減給又は戒告
35の3	前項に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと	停職又は減給
35の4	第35項の2に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職、停職又は減給
36	教職員が児童等又は保護者等に対して性的言動を行うこと	停職、減給又は戒告
37	前項に掲げる行為により、児童等に著しく不安又は不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	免職
38	教職員が児童等の身体を傷害するに至らない体罰を行うこと	停職、減給又は戒告
39	教職員が前項に掲げる行為を常習的に行うこと	免職又は停職
40	教職員が体罰により児童等の身体を傷害すること	免職、停職又は減給
41	職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をすること	免職
42	正当な理由なく、利害関係者と共に遊技若しくはゴルフをし、又は旅行をすること	停職、減給又は戒告
43	正当な理由なく、利害関係者から金銭若しくは物品の贈与若しくは貸付け又は便宜の供与を受けること	免職又は停職
44	公的な債権を滞納し、履行の督促にもかかわらず支払わないこと	減給又は戒告
45	前項に掲げる行為を繰り返すこと	停職又は減給
46	破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、公務に支障を生じさせること	減給又は戒告

47	過失により公金(教職員にあっては公金に準ずる金員を含む。以下同じ。)又は物品を紛失すること	戒告
48	過失により公金又は物品の盗難に遭うこと	戒告
49	故意に職場において物品を損壊させること	減給又は戒告
50	重大な過失により公金又は物品を紛失すること	減給
51	重大な過失により公金又は物品の盗難に遭うこと	減給
52	公金を横領し、窃取し、又は詐取すること	免職
53	過失により職場において出火又は爆発を発生させること	減給又は戒告
54	故意に法令に違反して給与の支給に関し不正な手続を行うこと又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をして給与を不正に受給すること	免職、停職又は減給
55	正当な理由なく、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車(以下これらを「自動車等」という。)を常例として通勤に使用すること	停職又は減給
56	公金の支出若しくは収入又は物品の購入若しくは管理に関し、不適正な処理をすること(次項に該当する行為を除く。)	減給又は戒告
57	公金の支出若しくは収入又は物品の購入に関し、不適正な資金を捻出し、又は当該資金から支出すること	免職又は停職
58	契約関係規程に違反する不適正な契約事務を行うこと(次項又は第60項に該当する行為を除く。)	減給又は戒告
59	入札の手続を避けるための意図的な分割発注に係る契約事務を行うこと	減給又は戒告
60	当事者間に履行の意思のない架空の契約に係る契約事務を行うこと	停職又は減給
61	前3項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
62	放火、殺人、強盗、強姦等又は麻薬若しくは覚せい剤の使用若しくは所持を行うこと	免職
63	横領、窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、公務執行妨害又は職務強要を行うこと	免職又は停職
64	人の身体を傷害するに至らない暴行を行うこと	減給又は戒告
65	暴行を加えて人の身体を傷害すること	停職又は減給
66	故意に他人の物を損壊すること	減給又は戒告
67	賭博をすること	停職、減給又は戒告
68	常習として賭博をすること	免職又は停職
69	公共の場所又は公共の乗物において、酒に酔って公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動を行うこと	減給又は戒告
70	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせること	免職又は停職
71	公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)をすること	免職又は停職
72	公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行うこと	免職又は停職
73	教職員が18歳未満の者に前3項に掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	免職
74	第70項から第72項までに掲げる行為を繰り返すこと	免職
75	酒気帯び運転(酒気を帯びて自動車等を運転することをいう。以下同じ。)をすること(次項から第78項までに該当する行為を除く。)	免職又は停職
76	酒気帯び運転(酒酔い運転(酒に酔った状態(アルコールの影響により自動車等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。))で自動車等を運転することをいう。以下同じ。)を除く。)により人を死亡させ、又は人に傷害を負わせること	免職

77	酒気帯び運転(酒酔い運転を除く。)により他人の物を損壊させること	免職
78	酒酔い運転をすること	免職
79	酒気帯び運転となることを知りながら、運転者に飲酒をすすめ、又は自動車等に同乗すること	免職又は停職
80	自動車等を運転して人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること	免職、停職又は減給
81	前項に掲げる行為の後、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の必要な措置を講じる義務(以下「措置義務」という。)を怠ること	免職又は停職
82	自動車等を運転して人に傷害を負わせること	減給又は戒告
83	前項に掲げる行為の後、措置義務を怠ること	停職又は減給
84	自動車等を運転して他人の物を損壊させる行為の後、措置義務を怠ること	停職、減給又は戒告
85	著しい最高速度違反、無免許運転その他の悪質な道路交通法に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
86	前項に掲げる行為により人に傷害を負わせ、又は当該行為の後、措置義務を怠ること	免職又は停職